

自分好みのタレを作って 焼肉丼を作ろう!



家でも簡単に作れる、焼肉どんぶりを作ってみよう! タレは自分の好みの味にもできます。

- ◆日時/4月12日(日) 10:00~13:00
- ◆場所/夜須公民館 2階 調理実習室
- ◆対象/小学生以上で 市内在住・在勤・在学の方
- ※小学2年生以下は保護者同伴。3月15日(日)までに定員に達しない場合は市外の方も可
- ◆講師/合田 未廣さん
- ◆定員/16人 ◆受講料/1,000円
- ◆持ち物/エプロン・三角巾
- ◆申込み締切り/4月4日(土)
- ◆申込み/夜須公民館 ☎54-2121
- ◆問い合わせ

環境にやさしい農業を!

■ 水稻栽培農家の皆さんへ
物部川の水は、農業の振興や電力の供給など、さまざまな形で私たちの生活を支えています。今、物部川は山の荒廃、水量不足、長期濁水など多くの課題を抱えており、少しでも物部川の環境が良くなるようにそれぞれが取り組みを進める必要があります。

水稻農家の方々も、水稻の順調な生育と貴重な土壌・水資源・河川環境を守るため、次のことにご協力をお願いします。

- ▼ 圃場から水漏れ場所が無い、作業前に畦と排水口を点検しましょう。
- ▼ 止水板等を設置して、作業時に水が流れ出ないようにしましょう。
- ▼ 代かきはできるだけ浅水で作業しましょう。
- ▼ 水管理に注意して田植前の強制落水を少なくしましょう。
- 代かきを浅水でやることで期待される効果
- ▼ 田面の均平が取りやすくなり、生育ムラの減少や除草剤の効果発揮につながります。
- ▼ 不要な落水やオーバーフローが防げ、貴重な土壌の流出が少なくなります。

■ 問い合わせ
市役所農林課

相談

多重債務でお悩みの方に
四国財務局には、借金を抱え悩んでいる方々のための相談窓口があります。一人で悩まずにご相談ください。また、必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引き継ぎも行っています。

相談は無料ですので、まずお電話ください。こちらから電話をかけ直します。

■ 受付時間
月～金曜日 9時～12時、13時～17時
※祝日・12月29日～1月3日を除く

■ 問い合わせ
四国財務局
多重債務者相談窓口
☎087-811-7801

引っ越したら 『住民票』を移しましょう!

進学や就職などで引っ越しをされる方は、原則、引っ越し後のお住まいが住所地になります。住民票は、行政サービスや選挙人名簿などの各種の登録につながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

住民票を移すためには、まず、引っ越し前の市区町村で転出届を提出します。その際に発行される転出証明書を持って、次に引っ越し後の市区町村で転入届を提出して完了です。なお、転入届は転入した日から14日以内に提出してください。

記載事項の変更がありますので、マイナンバーの通知カードもしくはマイナンバーカード(個人番号カード)も忘れずに持参してください。

■ 市役所市民保険課 ☎57-8506

注意! 選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。異なる市区町村に引っ越した方で、住民票を移していない、または住民票を移して3カ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できませんのでご注意ください。詳しくは市選挙管理委員会(☎57-8525)へ。

農耕トラクターの公道走行について

道路運送車両の保安基準緩和に伴い、一定の条件を満たした場合は、ロータリー等の農作業機を装着したトラクターの公道走行が可能になりました(ただし、被けん引タイプ作業機の装着は除く)。通行には、次の条件や制限事項にご注意ください。

■ 主な確認ポイント

- 1 灯火器類: 農作業機を装着しても、方向指示器や後部反射器等が他の交通から確認できること。ただし、取付位置には基準があり、車両(寸法、最高速度)によって対象となる灯火器の範囲が異なります。
- 2 車両幅: 装着して幅が1.7mを超える場合は、サイドミラーを設置する必要があります。また、幅が2.5mを超える場合は道路法に基づく特殊車両通行許可を得る必要があります。
- 3 安定性: (一社)日本農業機械工業会ホームページで、装着時の傾斜角度が保安基準内かを確認。確認していない場合は「運行速度15km/h以下」の標識表示等が必要です。
- 4 免許: 装着により基準の寸法を超える場合は、大型特殊免許が必要です。

■ 確認方法 免許取得については免許センター、灯火器類の購入や取付け・安定性の確認については、お近くの農機販売店にご相談ください。

■ 問い合わせ 農林水産省 生産局技術普及課 ☎03-6744-2111

税金

土地・家屋等の縦覧・閲覧

縦覧 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者は、自己所有以外の土地、または家屋の評価額(所有者の情報を除く)を縦覧することができます。

※償却資産は縦覧の対象にはなりません

■ 縦覧期間 (土・日・祝日は除く) 4月1日(水)～6月1日(月) 8時30分～17時15分

■ 縦覧できる人 香南市の固定資産税の納税者

■ 必要な物 納税通知書や運転免許証など(印鑑)

※代理人は委任状が必要

■ 手数料 無料

■ 縦覧場所 税務収納課

縦覧 土地・家屋の名寄せ帳 兼課税台帳の縦覧

納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について一年を通して縦覧することができます。また、借地人・借家人等

実践型研修ハウス研修生

新しく農業を始めるにあたり、園芸用ハウスの取得が困難な農家に、最長3年間、1人につき原則10アールの園芸用ハウスを貸し出します。

■ 対象
・市の認める研修(農業次世代人材投資事業(準備型)等)を修了している方、または終了することが確実な方

・香南市の産地提案型の品目(ニラ・ピーマン・ナス・トマト・シシトウ)で営農する方

・実践型研修ハウス以外の農地で営農をしていない方

■ 募集期間 3月2日(月)～3月13日(金)

■ 募集人数 3人

■ 申込み方法 農林課へ申込書を提出。書類選考後、面談。

■ 申込み・問い合わせ
市役所農林課

教育

多子世帯保育料等軽減制度

多子世帯の経済的負担を軽減するために、平成31年度中に支払った保育料を補助します。申請を希望する場合は、申請期日までに書類の提出をお願いします。

■ 対象 平成31年4月1日現在で満18歳未満の児童を3人以上扶養している、第3子以降3歳未満の児童が、子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園または届出認可外保育施設に入園・入所している保護者等

■ 手続きに必要な物 領収書など、対象児童の保育料が分かる書類

■ 申請場所 市教育委員会(こども課)

■ 申請締切り 3月19日(木) 入園・入所した日から申請できますので、お早めに申請をお願いします。また、申請期日を過ぎると受け付けできませんので、ご注意ください。

■ 問い合わせ
市教育委員会(こども課)



高齢者

後期高齢者医療保険料の納付は済みですか?

令和元年度の後期高齢者医療保険料の納付は、令和元年7月31日の第1期納期限から始まり、令和2年3月2日に第8期の納期限を迎えました。

年金からの天引きでない方や、口座振替にしていない方は、まだ納付がお済みでない方は、お早めに納付をお願いします。

納期限を過ぎても納付がない場合は督促状が發送され、納付時に督促手数料が200円加算徴収されますので、お気を付けてください。

■ 問い合わせ
市役所市民保険課 高齢者医療係

健康テレホンサービス

※同じテーマのテープを朝9時～翌朝9時まで流しています(祝日は前日と同じテーマ)

▼ 問い合わせ
高知保険医協会 ☎088-832-5231

24時間 ☎088-832-5266

| | |
|-----|----------------------------|
| 月 | 糖尿病と歯周病の関係について |
| 火 | ジェネリック医薬品(後発品)のはなし |
| 水 | 目のかゆみの対策と目薬の使い方 |
| 木 | 禁煙のススメ |
| 金 | 足首の捻挫 |
| 土・日 | めまい、ふらつきはなぜ起こるの? どうすればいいの? |

3月の番組表